

令和3年度 第3回
長野市社会福祉審議会資料集

令和4年2月8日（火）

第二庁舎 10階 講堂

資料一覧

次第	1 ページ	
委員名簿	2 ページ	
資料 No 1	第四次長野市地域福祉計画について	3 ページ
資料 No 2	令和 4 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について	5 ページ

【参考資料】

参考資料 1	社会福祉法（抜粋）	7 ページ
参考資料 2	長野市社会福祉審議会条例	8 ページ
参考資料 3	長野市社会福祉審議会運営要領	12 ページ
参考資料 4	長野市職員名簿	13 ページ

令和3年度 第3回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和4年2月8日（火）

午後1時～午後2時

場所：第二庁舎10階 講堂

1 開会

2 あいさつ

3 新委員紹介

4 議事

(1) 副委員長選出

(2) 答申事項

ア 第四次長野市地域福祉計画について

(2 福政第155号 令和2年6月2日諮問)

イ 令和4年度長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

(3 福政第84号 令和3年4月21日諮問)

5 その他

6 閉会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

令和3年10月1日

選出区分	委員氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	阿部 孝二	長野市議会議員	障害者福祉	
	市川 和彦	長野市議会議員	児童福祉	
	北澤 哲也	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	寺沢 さゆり	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
学識経験者	飯島 富士雄	更級医師会 会長	障害者福祉	
	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	小池 正志	長野県社会福祉士会 事務局長	老人福祉	
	小林 敏枝	松本大学 教授	障害者福祉	
	小林 久男	中条地区住民自治協議会	地域福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水口 崇	信州大学 准教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長	老人福祉	
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会 会長
	社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査
岩下 秀雄		長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
小林 和夫		長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	
宮島 孝夫		長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
重野 美信		長野市放課後子どもプラン館長施設長会 顧問	児童福祉	
嶋田 直人		長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
高山 さや佳		長野市ボランティアセンター運営委員会 委員長	地域福祉	
寺田 裕明		長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
丸山 香里		長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
峰川 暁見		長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
横地 克己		長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
和田 典善		長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	

令和4年2月8日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

長野市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会
会長 伊藤 篤志

第四次長野市地域福祉計画の策定について

令和2年6月2日付けで調査・審議を付託されましたこのことについて、当分科会で慎重に調査・審議した結果、次のとおり決定しましたので報告します。

記

- 1 第四次長野市地域福祉計画の策定については、別紙のとおりです。

令和4年2月8日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

児童福祉専門分科会
会長 水口 崇

令和4年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和3年4月21日付けで調査・審議を付託されましたこのことにつきまして、当分科会において慎重に調査・審議をした結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 令和4年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和4年度の保育所等保育料については、国の動向等に大きな変化がないことから、現行の保育所等保育料を据え置きとします。

保育料基準額表は、別紙のとおり

令和4年度保育料基準額表

単位:円

別紙

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
		0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

多
子
カ
ウ
ン
ト
年
齢
制
限
な
し

多
子
カ
ウ
ン
ト
3
年
生
年
齢
制
限
有
り
(小
学
校
3
年
生
以
下)

表3 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

階層区分	定 義	保育料(月額)																						
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児																
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間													
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降											
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	0	0	0	0	0	0	0	
D1		48,600円以上 60,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
D2		60,000円以上 76,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D3		76,000円以上 97,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D4		97,000円以上 123,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D5		123,000円以上 148,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D6		148,000円以上 169,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D7		169,000円以上 219,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D8		219,000円以上 265,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D9		265,000円以上 301,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D10		301,000円以上 397,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D11	397,000円以上		0	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

多
子
カ
ウ
ン
ト
年
齢
制
限
な
し

多
子
カ
ウ
ン
ト
3
年
生
年
齢
制
限
有
り
(小
学
校
3
年
生
以
下)

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0

多
子
カ
ウ
ン
ト
年
齢
制
限
な
し

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)																					
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児															
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間												
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降										
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D1		48,600円以上 60,000円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D3の一部		76,000円以上 77,100円以下		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

多
子
カ
ウ
ン
ト
年
齢
制
限
な
し

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

1 対 象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
 2 軽減額 ① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん : 保育料全額が軽減となり、無料となります。
 ② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん : 月額6,000円の軽減となります。
 (6) ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年3月28日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和 3 年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	中 澤 和 彦	
こども未来部長	日 台 和 子	
保健所長	小 林 良 清	
保健福祉部福祉政策課長	佐 藤 正 修	
保健福祉部生活支援課長	塚 田 昌 史	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	石 坂 真	
保健福祉部地域包括ケア推進課	長 岩 尚 寿	
保健福祉部介護保険課長	峯 村 八 郎	
保健福祉部障害福祉課長	穂 苺 修 利	
こども未来部次長兼こども政策課長	花 立 勝 広	
こども未来部子育て支援課長	河 西 公 志	
こども未来部保育・幼稚園課長	島 田 み ち 代	
保健福祉部保健所副所長兼総務課長	今 井 剛	
保健福祉部保健所健康課長	峯 村 賢	